

令和6年度 瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金 Q & A

	質 問	回 答
1	申請の受付は、いつから始まりますか？ 土日や祝日でも申請できますか？	申請受付の開始は、令和6年4月1日（月）からです。申請期限は、令和7年3月14日（金）までです。 市役所での申請受付は、開庁日のみで、土日祝日・年末年始などの閉庁日は受付できません。また、受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。また、郵送申請ができます（Q-8参照）。
2	この補助制度の対象となるヘルメットは、いつからいつまでに購入したのですか？	令和6年4月1日（月）から令和7年3月14日（金）までに購入したヘルメットが補助対象となります。令和6年3月31日以前に購入したヘルメットは今年度の補助対象となりません。
3	令和6年3月31日（日）以前にヘルメットを購入した場合、補助対象となりますか？	残念ながら補助対象とはなりません。
4	ヘルメットを購入する前に申請するのですか？それとも購入した後に申請するのですか？	ヘルメットを購入した後に、必要書類を揃えて申請してください。
5	ヘルメットを購入した後、申請するまでの期限はありますか？	令和7年3月14日（金）までに申請してください。
6	補助金はいくらですか？	ヘルメットの購入価格の1/2を補助します。ただし、上限は2,000円までで、10円未満は切り捨てとなります。
7	申請書類はどこでもらえますか？	瀬戸市生活安全課の窓口などで配布するほか、市ホームページから印刷することができます。
8	申請書の提出は、郵送でもよいですか？ また支所などでも申請できますか？	郵送でも申請を受付しています。 宛先 〒489-8701（住所不要） 瀬戸市役所 生活安全課 安全係 ※切手・封筒は各自ご用意ください。 郵送申請の際は、記載事項の確認などでご連絡する場合がありますので、申請書に連絡のつきやすい電話番号をご記入ください。 また郵送の場合は、令和7年3月14日消印有効です。ただし書類に不備がある場合は受付できない可能性がありますので、必ず事前にお問い合わせください。 支所などでの申請受付は原則できません。市役所生活安全課にご提出ください。
9	申請書は、代理の人に提出してもらってもよいですか？	申請書の裏面「委任状」に申請者をご記入の上、代理の方に提出いただくことも可能です。その際は、代理の方の運転免許証などの本人確認書類の提示が必要となります。
10	申請の際に必要なものはなんですか？	ヘルメットを購入した際の領収書（申請者又は着用者宛のもの）の写し及び、振込先の通帳等（申請者名義）の写しが必要です。また、申請書に購入したヘルメットのメーカー名、品名又は品番、安全基準をご記入いただく箇所がございますので、メモをしてきていただくか、ご不明の場合は購入されたヘルメットを持参してください。
11	未成年者（児童生徒等）の保護者が代理で申請してもよいですか？	可能です。その場合は、第1号様式裏面の保護者同意欄は記入不要です。未成年者本人が申請する場合は、保護者同意欄を保護者本人が記入してください。
12	市ホームページの検索方法は？	「市ホームページ」→「暮らしの情報」→「防犯・交通安全」→「交通安全」→「瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金」の順番で、補助制度ページとなります。
13	児童生徒等とありますが、対象年齢は何歳からですか？	令和7年3月31日時点で満7歳以上満18歳以下の方（令和6年度に、小学校1年生から高校3年生の学年の方）が対象となります。
14	高齢者とありますが、対象年齢は何歳からですか？	令和7年3月31日時点で満65歳以上の方（昭和35年4月1日以前に生まれた方）が対象となります。
15	ヘルメットを購入しましたが、その後、瀬戸市から引越して他市へ転出しました。転出後でも補助申請できますか？	残念ながらできません。申請日に市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている方が対象となります。愛知県下の市町村（一部除く）では同様の補助を行っていますので、転出先市町村窓口までお問い合わせください。

16	申請者が同じでも、何度でも補助制度を申請できますか？	申請者1名につき、補助申請ができるヘルメットは1個までとなります。令和3～5年度実施の補助金を含み、過去に同一の補助金の交付を受けていない方（他の自治体で、愛知県との協調補助によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）が対象となります。
17	ヘルメットは、瀬戸市内の店舗で購入しないといけませんか？	安全基準の認証を受けたヘルメットを購入し、領収証があれば、市外店舗、インターネット通信販売等での購入でも補助対象となります。
18	補助対象となるヘルメットは、どのようなヘルメットですか？	チラシ裏面に記載の、安全基準の認証を受けているヘルメットが対象となります。
19	安全基準「CEマーク」の認証を受けているヘルメットは対象になりますか？	「CEマーク」のみでは対象となりません。令和6年度より「CE（EN1078）」の認証（自転車乗車用の規格）を受けているヘルメットが対象となります。
20	ヘルメットを購入する際、同時に自転車のパーツなども購入したため領収証だけでは補助対象となる費用の額の説明に自信がありません。どうしたらよいですか？	申請時に、領収証の写しなどとともに、取扱事業者から発行された「見積書」「納品請求書」「請求明細書」「レシート（購入したものの詳細が記載されているもの）」などを併せてご提出ください。それらの資料にて補助対象額などを判断いたします。
21	ヘルメットをインターネット通販で購入しましたが、送料は対象になりますか？	送料は対象となりません。ヘルメットの金額のみ対象となります。
22	ヘルメットをインターネット通販で購入しましたが、ポイントを使用しても対象となりますか？	ポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象となります。 例：5,000円のヘルメットを購入し、500ポイント値引き→領収金額は4,500円＝補助対象 仮に全額ポイント使用した場合は、領収金額は0円となるため、補助対象となりません。 例：5,000円のヘルメットを購入し、5,000ポイント値引き→領収金額は0円
23	ヘルメットを購入する際に商品券等を使用した場合、補助対象となりますか？	原則補助対象となりますが、ポイントに近い一部の商品券につきましては、補助対象外となります。詳しくは生活安全課安全係へお問い合わせ下さい。
24	「請求書」は、交付決定後でなければ提出できませんか？	補助制度の手続きにおいては、交付決定後のご提出になりますが、手続きを簡略化するため、申請書と一緒にご提出いただいても結構です。その際は、請求書の日付は記入しないでください。
25	申請書を提出してから、どのくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書を受理してから、おおむね2週間以内に交付決定通知を郵送し、申請から1か月程度での振込みを予定しておりますが、書類に不備があった場合や申請件数過多の場合は、多少遅くなることもあります。あらかじめご了承ください。交付決定通知送付の際、振込予定日を併せてお知らせしますので、予定日が過ぎましたら通帳をご記帳いただき、振込がされているかご確認ください。
26	補助金の受け取り方法は、現金でも受け取ることができますか？	補助金の受取方法は、申請者本人名義への口座振込のみとなります。現金での受取はできません。
27	ヘルメットを購入しましたが、ヘルメットを着用せずに運転してもよいですか？	ヘルメットについては、「瀬戸市自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進に関する条例」第9条にて、ヘルメットを着用するよう努めなければならないとされています。自転車を運転する際は、購入したヘルメットを着用し運転するようにしてください。